

# I 公共用水域水質常時監視の概要

## 1 測定概要

河川・湖沼などの公共用水域の水質の保全を図るため、水質汚濁防止法第16条の規定により水質測定計画を毎年策定し、これに基づき、長野県、国土交通省、水質汚濁防止法の政令市である長野市、松本市及び独立行政法人水資源機構が水質測定を実施しています。

平成25年度は、水質汚濁に係る環境基準の類型指定がなされている43河川及び15湖沼の101地点で水質測定を実施しました。

## 2 測定地点概要

### (1) 河川

水系（水域）名	河川数		水域数		担当機関別測定地点数 <sup>※3</sup>						
	BOD等	水生生物 保全項目	BOD等	水生生物 保全項目	整北 備陸 局方	整中 備部 局方	水資 源機 構	長 野 県	長 野 市	松 本 市	計
信濃川水系	23	23	25	27	10			27	3	4	44
天竜川水系	10	10	12	9		10		8			18
諏訪湖水域	5	5	5	5				8			8
木曾川水系	3	3	2	3				6			6
矢作川水系	1	1	1	1				1			1
姫川水系	1	1	2	1				2			2
富士川水系	1	1	1	1				1			1
計：7水系（水域）	43 <sup>※1,2</sup>	43 <sup>※1,2</sup>	48	47	10	10	0	53	3	4	80

※1 天竜川は天竜川水系と諏訪湖水域のそれぞれで1河川とするが、合計では1河川とする。

※2 「阿智川（黒川を含む。）」は全体で河川名称であり、1河川と数える。

※3 担当機関別の測定地点数は、BOD等及び水生生物保全項目の測定地点が重複する場合は、合わせて1地点と数える。

### (2) 湖沼

水系（水域）名	河川数	水域数	担当機関別測定地点数						
			整北 備陸 局方	整中 備部 局方	機水 資 源 機 構	長 野 県	長 野 市	松 本 市	計
信濃川水系	10	9				9	1	1	11
諏訪湖水域	3	3				5			5
関川水系	1	1				4			4
木曾川水系	1	1			1				1
計：4水系（水域）	15 <sup>※1</sup>	14 <sup>※2</sup>	0	0	1	18	1	1	21

※1 「猪名湖（松原湖）（長湖、大月湖を含む）（全域）」は1湖沼1水域で数える。

※2 複数湖沼を1水域としている場合（丸池（琵琶池を含む）（全域））もあり、水域数は14。

### 3 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

#### (1) 河川

##### ア BOD等

水系	水 域	該当 類型	達成 期間	指定の種類 及び年月日	
信	信濃川上流(1) (千曲川) (南佐久郡の湯川合流点より上流)	AA	イ	国 S47.4.6 (環告第7号)	
	信濃川上流(2) (千曲川) (南佐久郡の湯川合流点から大屋橋まで)	A	イ	〃	
	信濃川上流(3) (千曲川) (大屋橋から県境まで)	A	ロ	〃	
	中津川上流 (穴藤ダムより上流)	AA	イ	国 S46.5.25 (閣議決定)	
	犀川(1) (島々谷川合流点より上流)	AA	イ	県 S47.6.19 (県告第378号)	
	犀川(2) (島々谷川合流点から奈良井川合流点まで)	A	イ	〃	
	犀川(3) (奈良井川合流点より下流)	A	ロ	〃	
	依田川 (全域)	A	イ	県 S50.5.22 (県告第281号)	
	奈良井川(1) (今村橋より上流)	A	イ	〃	
	奈良井川(2) (今村橋より下流)	A	ロ	〃	
	夜間瀬川 (全域) (角間川を含む。)	A	ロ	県 S52.12.19 (県告第670号)	
	濃	高瀬川(1) (農具川合流点より上流)	AA	イ	〃
高瀬川(2) (農具川合流点より下流) (農具川を含む。)		A	イ	〃	
裾花川 (全域)		A	イ	県 S54.3.29 (県告第264号)	
神川 (全域)		A	イ	県 S55.10.9 (県告第645号)	
鳥居川 (全域)		A	イ	県 S57.9.30 (県告第640号)	
田川 (全域)		A	ロ	県 S59.2.6 (県告第115号)	
湯川 (全域)		A	イ	県 H6.1.24 (県告第65号)	
麻績川 (全域)		A	イ	〃	
相木川 (全域) (南相木川を含む。)		AA	イ	県 H7.2.20 (県告第128号)	
樽川 (全域)		A	イ	〃	
鎖川 (全域)		A	イ	〃	
鹿曲川 (全域)		AA	ハ	県 H7.12.25 (県告第951号)	
浦野川 (全域) (産川を含む。)		A	ハ	〃	
川		穂高川 (全域)	AA	ハ	県 H8.12.9 (県告第864号)

水系	水 域	該当 類型	達成 期間	指定の種類 及び年月日
天 竜 川	天竜川（１） （岡谷市と上伊那郡辰野町の境界から三峰川合流点まで）	B	ロ	国 S47.4.6 （環告第 7 号）
	天竜川（２） （三峰川合流点から宮ヶ瀬橋まで）	A	ロ	〃
	天竜川（３） （宮ヶ瀬橋から早木戸川合流点まで）	A	イ	〃
	天竜川（４） （早木戸川合流点から鹿島橋まで）	A A	イ	〃
	小渋川 （全域）	A A	イ	県 S52.3.10 （県告第 130 号）
	松川（１） （妙琴橋より上流）	A A	イ	〃
	松川（２） （妙琴橋より下流）	A	ハ	〃
	三峰川 （全域）	A	イ	県 H6.1.24 （県告第 65 号）
	和知野川 （全域）（売木川を含む。）	A A	イ	〃
	阿智川（黒川を含む。） （全域）	A A	イ	県 H7.2.20（県告第 128 号） 県 H21.5.28（県告第 341 号）
	横川川 （全域）	A A	ハ	県 H7.12.25 （県告第 951 号）
	遠山川 （全域）（上村川を含む。）	A A	イ	県 H10.2.5 （県告第 60 号）
	諏訪湖水域	上川 （全域）	A	イ
砥川 （全域）		A	イ	〃
横河川 （全域）		A	イ	〃
天竜川 （釜口水門から岡谷市と上伊那郡辰野町の境界まで）		B	ロ	〃
宮川 （全域）		A	ハ	県 S54.3.29 （県告第 264 号）
木曾川	木曾川上流 （落合ダムより上流）	A A	イ	国 S45.9.1 （閣議決定）
	王滝川 （全域）（西野川を含む。）	A A	イ	県 H10.2.5 （県告第 60 号）
矢作川	矢作川 （愛知県境より上流）	A A	イ	県 H8.12.9 （県告第 864 号）
姫川	姫川（１） （姫川第 3 ダムより上流）	A	イ	県 S51.4.22 （県告第 262 号）
	姫川（２） （姫川第 3 ダムから新潟県境まで）	A A	イ	〃
富士川	富士川（１） （塩川合流点より上流）（釜無川）	A A	イ	国 S48.3.31 （環告第 21 号）

イ 水生生物保全項目（全垂鉛）

水系	水 域	該当 類型	達成 期間	指定の種類 及び年月日
富士川	富士川上流 （笛吹川合流点より上流）（釜無川）	生物 A	イ	国 H21.11.30 （環告第 80 号）
天竜川	天竜川上流 （鹿島橋より上流（岡谷市と上伊那郡辰野町の境界まで））	生物 A	イ	〃
木曾川	木曾川（１） （中濃大橋より上流（味噌川ダム貯水池を除く。））	生物 A	イ	〃
信濃川	信濃川（１） （長生橋より上流）	生物 A	イ	国 H22.9.24 （環告第 46 号）

(2) 湖沼  
ア COD等

水系	水 域	該当 類型	達成 期間	指定の種類 及び年月日
(諏訪湖 天竜川 水域)	諏訪湖 (全域)	A	ハ	国 S46.5.25 (閣議決定)
	白樺湖 (全域)	A	ロ	〃
	蓼科湖 (全域)	A	ロ	〃
(千曲川 信濃川)	猪名湖 (松原湖) (長湖、大月湖を含む) (全域)	A	イ	県 S51.5.4 (県告第 280 号)
	女神湖 (全域)	A	イ	〃
信濃川 (犀川)	みどり湖 (全域)	A	イ	〃
	美鈴湖 (全域)	A	イ	〃
	青木湖 (全域)	AA	イ	〃
	中綱湖 (全域)	AA	ロ	〃
	木崎湖 (全域)	AA	ロ	〃
(千曲川 信濃川)	丸池 (琵琶池を含む) (全域)	A	ロ	〃
	大座法師池 (全域)	A	イ	〃
関川	野尻湖 (全域)	AA	ハ	〃
木曽川	味噌川ダム貯水池 (奥木曽湖) (全域)	A	イ	国 H21.3.31 (環告第 14 号)

イ 窒素・磷

水系	水 域	該当 類型	達成 期間	指定の種類 及び年月日	備 考
天竜川 (諏訪湖水域)	諏訪湖 (全域)	IV	ハ	県 S59.4.12 (県告第 350 号)	
信濃川 (犀川)	青木湖 (全域)	I	イ	県 S60.3.22 (県告第 250 号)	全窒素については 当分の間適用しない
	中綱湖 (全域)	II	ハ	〃	
	木崎湖 (全域)	II	ハ	〃	
関川	野尻湖 (全域)	I	ハ	県 H1.4.10 (県告第 319 号)	
木曽川	味噌川ダム貯水池 (奥木曽湖) (全域)	II	イ	国 H21.3.31 (環告第 14 号)	全窒素の項目の基 準値を除く

ウ 水生生物保全項目 (全亜鉛)

水系	水 域	該当 類型	達成 期間	指定の種類 及び年月日
木曽川	味噌川ダム貯水池 (奥木曽湖) (全域)	湖沼 生物A	イ	国 H21.11.30 (環告第 80 号)

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。

「イ」：直ちに達成 「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成 「ハ」：5年を超える期間で可及的速やかに達成

#### 4 水域別採水地点等一覧

(注) 緯度、経度は世界測地系を使用

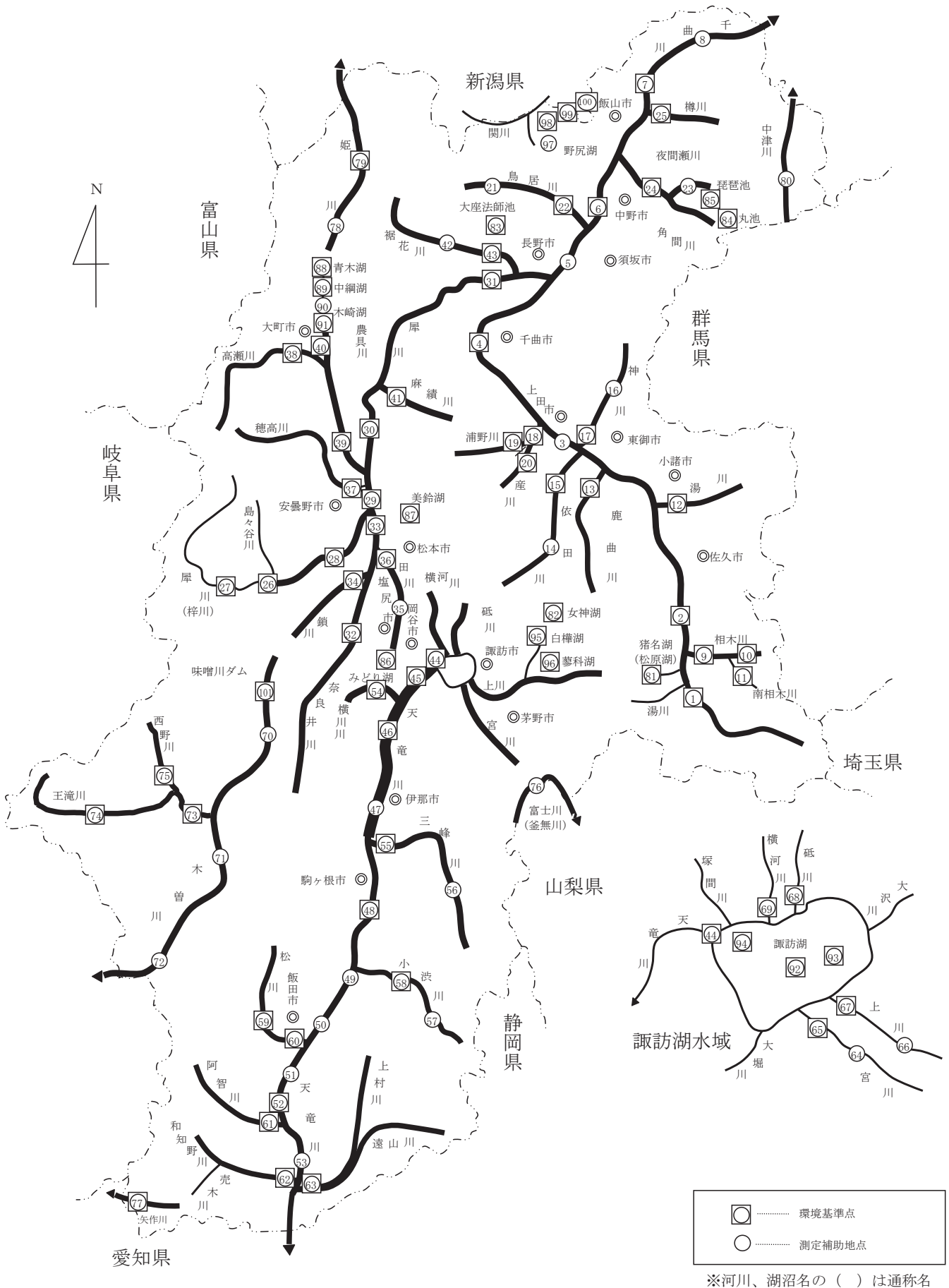
水 域	整理 番号	環 境 基 準 点		地 点 名	市町村	緯 度 (度、分秒)	経 度 (度、分秒)	地 点 統一番号
		BOD 等	水生生物 保全項目					
信濃川上流(1)*1	1	○	○	大芝橋	南牧村	36.0131	138.2922	20-008-01
信濃川上流(2)*1	2	○	○	白田橋	佐久市	36.1140	138.2900	20-009-01
信濃川上流(3)*1	3			生田	上田市	36.2214	138.1652	20-010-51
	4	○	○	千曲橋	千曲市	36.3156	138.0639	20-010-01
	5			屋島橋	長野市	36.3825	138.1527	20-010-53
	6	○	○	立ヶ花橋	中野市	36.4356	138.1831	20-010-02
	7	○	○	大関橋	飯山市	36.5333	138.2412	20-010-03
	8			市川橋	飯山市	36.5804	138.2708	20-010-55
相木川	9	○		除ヶ下橋	小海町	36.0503	138.2914	20-036-01
	10		○	栃原橋	北相木村	36.0336	138.3050	20-036-02
南相木川	11		○	土岩2号橋	南相木村	36.0316	138.3043	20-036-03
湯川	12	○	○	高瀬橋	佐久市	36.1522	138.2546	20-032-01
鹿曲川	13	○	○	前田橋	東御市	36.1953	138.2051	20-040-01
依田川	14			立岩上の橋	長和町	36.1711	138.1537	20-014-51
	15	○	○	依田橋	上田市	36.2102	138.1651	20-014-01
神川	16			白山真田橋	上田市	36.2704	138.1941	20-029-51
	17	○	○	神川橋	上田市	36.2230	138.1635	20-029-01
浦野川	18	○		対影橋	上田市	36.2415	138.1226	20-041-01
	19		○	八幡橋	上田市	36.2340	138.1153	20-041-02
産川	20		○	堀川橋	上田市	36.2352	138.1234	20-041-03
鳥居川	21			鳥居橋	信濃町	36.4714	138.1040	20-030-51
	22	○	○	鳥居橋	長野市	36.4317	138.1753	20-030-01
夜間瀬川	23			天川橋	山ノ内町	36.4357	138.2610	20-021-51
	24	○	○	夜間瀬橋	山ノ内町	36.4531	138.2349	20-021-01
樽川	25	○	○	戸那子橋	飯山市	36.5240	138.2423	20-037-01
犀川(1)	26	○		島々谷川合流点上	松本市	36.1059	137.4713	20-011-01
	27		○	水殿ダム下	松本市	36.0917	137.4453	20-011-02
犀川(2)	28	○	○	倭橋	松本市	36.1328	137.5352	20-012-01
犀川(3)	29	○	○	田沢橋	安曇野市	36.1802	137.5603	20-013-01
	30	○	○	睦橋	生坂村	36.2417	137.5530	20-013-02
	31	○	○	小市橋	長野市	36.3714	138.0829	20-013-03
奈良井川(1)	32	○	○	太田橋	塩尻市	36.0635	137.5514	20-015-01
奈良井川(2)	33	○	○	島橋	松本市	36.1555	137.5640	20-016-01
鎖川	34	○	○	鎖川橋	松本市	36.1234	137.5627	20-038-01
田川*2	35		○	水神橋	塩尻市	36.1014	137.5757	20-031-51
	36	○	○	新田川橋	松本市	36.1413	137.5718	20-031-01
穂高川	37	○	○	早春賦歌碑前	安曇野市	36.2043	137.5339	20-043-01
高瀬川(1)	38	○	○	鹿島川合流点上	大町市	36.3043	137.4844	20-022-01
高瀬川(2)	39	○	○	高瀬橋	安曇野市	36.2233	137.5237	20-023-01
	40		○	丹生子橋(市道)	大町市	36.2847	137.5203	20-023-02
麻績川	41	○	○	込路橋	生坂村	36.2720	137.5749	20-033-01
裾花川	42			参宮橋	長野市	36.4018	138.0447	20-024-51
	43	○	○	相生橋	長野市	36.3847	138.1046	20-024-01
天竜川	44	○	○	釜口水門	岡谷市	36.0313	138.0311	20-004-01
	45	○	○	天白橋	岡谷市	36.0152	138.0112	20-004-02
天竜川(1)*3	46	○	○	新樋橋	辰野町	35.5755	137.5904	20-005-01
	47			中央橋	伊那市	35.5015	137.5744	20-005-51
天竜川(2)*3	48	○	○	吉瀬ダム上	駒ヶ根市	35.4212	137.5729	20-006-01
天竜川(3)*3	49			宮ヶ瀬橋	松川村	35.3545	137.5547	20-007-51
	50			阿島橋	飯田市	35.3120	137.5214	20-007-52
	51			天竜橋	飯田市	35.2744	137.4954	20-007-53
	52	○	○	つつじ橋	飯田市	35.2615	137.4913	20-007-01
	53			南宮橋	阿南町	35.2004	137.5011	20-007-54

水 域	整理 番号	環 境 基 準 点		地 点 名	市町村	緯 度 (度、分秒)	経 度 (度、分秒)	地 点 統一番号
		BOD 等	水生生物 保全項目					
横川川	54	○	○	中央橋	辰野町	35.5856	137.5921	20-042-01
三峰川	55	○		竜東橋	伊那市	35.4933	137.5806	20-034-01
	56			杉島橋	伊那市	35.4341	138.0518	20-034-51
小渋川	57			鹿塩川合流点上	大鹿村	35.3338	138.0214	20-018-51
	58	○	○	小渋ダム	中川村	35.3629	137.5902	20-018-01
松川(1)	59	○	○	妙琴橋	飯田市	35.3130	137.4719	20-019-01
松川(2)	60	○	○	永代橋	飯田市	35.3025	137.5034	20-020-01
阿智川(黒川を含む)	61	○	○	万才大橋下	飯田市	35.2523	137.4844	20-039-01
和知野川	62	○	○	和知野川キャンプ場	天龍村	35.1822	137.5021	20-035-01
遠山川	63	○	○	折立橋	天龍村	35.1730	137.5221	20-045-01
宮川	64			西茅野大橋	茅野市	35.5902	138.0911	20-025-51
	65	○	○	宮川橋	諏訪市	36.0133	138.0622	20-025-01
上川	66			矢ヶ崎橋	茅野市	35.5942	138.0953	20-001-51
	67	○	○	渋崎橋	諏訪市	36.0207	138.0614	20-001-01
砥川	68	○	○	鷹の橋	下諏訪町	36.0355	138.0436	20-002-01
横河川	69	○	○	よこかわ川橋	岡谷市	36.0428	138.0330	20-003-01
木曾川上流※4	70			新菅橋	木祖村	35.5516	137.4623	20-026-51
	71			小川橋	上松町	35.4642	137.4126	20-026-53
	72			三根橋	南木曾町	35.3515	137.3539	20-026-54
王滝川	73	○		桑原	木曾町	35.4930	137.3802	20-046-01
	74		○	松原橋	王滝村	35.4755	137.3222	20-046-02
西野川	75		○	本社橋	木曾町	35.5100	137.3658	20-046-03
富士川(1)※5	76			武智川合流点上	富士見町	35.5301	138.1421	20-027-51
矢作川	77	○	○	桃田橋	根羽村	35.1530	137.3334	20-044-01
姫川(1)	78			天神宮橋	白馬村	36.4148	137.5220	20-017-51
	79	○	○	宮本橋	小谷村	36.4702	137.5454	20-017-01
中津川上流	80		○	切明	栄 村	36.4838	138.3712	20-028-51
猪名湖	81	○	○	流出部	小海町	36.0313	138.2735	20-504-01
女神湖	82	○	○	流出部	立科町	36.0813	138.1600	20-505-01
大座法師池	83	○	○	流出部	長野市	36.4212	138.0842	20-506-01
丸池	84	○	○	流出部	山ノ内町	36.4306	138.2904	20-507-01
琵琶池	85	○	○	流出部	山ノ内町	36.4336	138.2855	20-508-01
みどり湖	86	○	○	流出部	塩尻市	36.0532	137.5943	20-509-01
美鈴湖	87	○	○	流出部	松本市	36.1539	138.0047	20-510-01
青木湖	88	○	○	流出部	大町市	36.3618	137.5044	20-511-01
中綱湖	89	○	○	流出部	大町市	36.3541	137.5036	20-512-01
木崎湖	90			湖心	大町市	36.3333	137.5017	20-513-51
	91	○	○	流出部	大町市	36.3237	137.5031	20-513-01
諏訪湖	92	○	○	湖心		36.0300	138.0510	20-501-01
	93	○	○	初島西	諏訪市	36.0258	138.0631	20-501-02
	94	○	○	塚間川沖 200m	岡谷市	36.0309	138.0345	20-501-03
白樺湖	95	○	○	流出部	茅野市	36.0606	138.1348	20-502-01
蓼科湖	96	○	○	流出部	茅野市	36.0258	138.1519	20-503-01
野尻湖	97			水穴	信濃町	36.4920	138.1335	20-514-51
	98	○	○	弁天島西	信濃町	36.4958	138.1247	20-514-01
	99	○	○	湖心	信濃町	36.4930	138.1315	20-514-02
	100		○	金山	信濃町	36.4955	138.1335	20-514-03
味噌川ダム貯水池	101	○	○	貯水池内基準地点	木祖村	35.5849	137.4613	20-515-01

(注) この表に記載してある水域名は BOD 等に係る水域名であり、表中※1～5の水生生物保全に係る水質環境基準の類型指定に係る水域名称は以下のとおり。

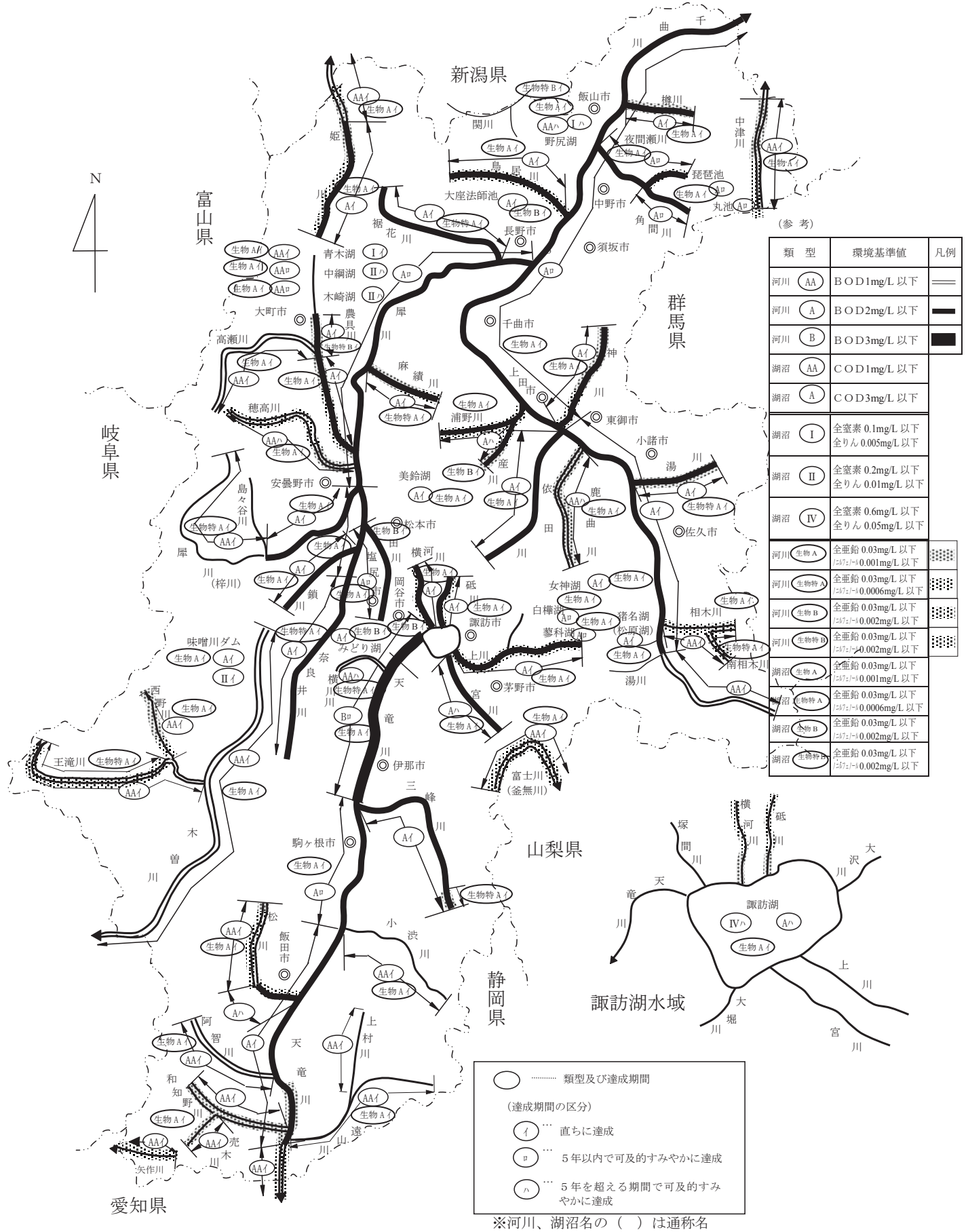
- ※1 「信濃川(1)」
- ※2 「田川(1)」(環境基準点:水神橋)、「田川(2)」(環境基準点:新田川橋)
- ※3 「天竜川上流」
- ※4 「木曾川(1)」
- ※5 「富士川上流」

5 測定地点の概略図



※河川、湖沼名の（ ）は通称名

# 6 主要河川・湖沼水質環境基準類型指定の概略図





## 7 測定項目、環境基準値、報告下限値及び測定方法

### (1) 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正 平成26年3月20日環境省告示第39号)

測定項目	環境基準値	報告下限値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	JIS <sup>※1</sup> K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	0.1 mg/L	JIS K0102の38.1.2及び38.2、38.1.2及び38.3又は38.1.2及び38.5
鉛	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	JIS K0102の54
六価クロム	0.05 mg/L以下	0.02 mg/L	JIS K0102の65.2 <sup>※4</sup>
砒素	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	JIS K0102の61.2、61.3又は61.4
総水銀	0.0005 mg/L以下	0.0005 mg/L	告示 <sup>※2</sup> 付表1
アルキル水銀 <sup>※3</sup>	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示付表2
P C B	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示付表3
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	0.0004 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.01 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.004 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	0.0005 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.0005 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
チウラム	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	告示付表4
シマジン	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	告示付表5の第1又は第2
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	告示付表5の第1又は第2
ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
セレン	0.01 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0102の67.2、67.3又は67.4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	0.04 mg/L	—
硝酸性窒素	—	0.02 mg/L	JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6
亜硝酸性窒素	—	0.02 mg/L	JIS K0102の43.1
ふっ素	0.8 mg/L以下	0.08 mg/L	JIS K0102の34.1若しくは34.4又は34.1c) (注 <sup>◎</sup> ) 第三文を除く。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び告示付表6
ほう素	1 mg/L以下	0.02 mg/L	JIS K0102の47.1、47.3又は47.4
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005 mg/L	告示付表7
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>		

※1 日本工業規格。(以下の表同じ。)

※2 昭和46年12月28日環境庁告示第59号。(以下の表同じ。)

※3 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合のみ測定する。

※4 ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、規格k0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正 平成26年3月20日環境省告示第39号)

測定項目		環境基準値	報告下限値	測定方法
生活環境項目	pH	(別表2-1又は2-3)	—	JIS K0102の12.1
	BOD		0.5 mg/L	JIS K0102の21
	COD		0.5 mg/L	JIS K0102の17
	SS		1 mg/L	告示付表9
	DO		0.5 mg/L	JIS K0102の32
	大腸菌群数	0 MPN/100mL	告示に掲げる最確数による定量法	
	全窒素	(別表2-4)	0.05 mg/L	JIS K0102の45.2、45.3又は45.4
	全燐		0.003 mg/L	JIS K0102の46.3
	全亜鉛	(別表2-2又は2-5)	0.001 mg/L	JIS K0102の53又は告示付表10
	ノニルフェノール		0.00006 mg/L	告示付表11

(別表2-1) 河川(湖沼を除く。) : BOD等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2 mg/L 以上	—	
測定方法		JIS K0102の12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	JIS K0102の21に定める方法	告示付表9に定める方法	JIS K0102の32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)  
試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階(試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB 醗酵管に移植し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(別表2-2) 河川(湖沼を除く。): 全亜鉛、ノニルフェノール

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	
測定方法		JIS K0102の53に定める方法	告示付表11に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

(別表2-3) 湖沼: COD等(天然湖沼及び貯水量が1,000万m<sup>3</sup>以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—	
測定方法		JIS K0102の12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	JIS K0102の17に定める方法	告示付表9に定める方法	JIS K0102の32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全  
 2. 水道 1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2、3級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産 1級: ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 " 2級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
 " 3級: コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用  
 4. 工業用水 1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2級: 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(別表2-4) 湖沼：全窒素、全燐

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	
測定方法		JIS K0102の45.2、45.3、45.4又は45.6に定める方法	JIS K0102の46.3に定める方法	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。				
3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2. 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）  
3. 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
" 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
" 3種：コイ、フナ等の水産生物用  
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(別表2-5) 湖沼：全亜鉛、ノニルフェノール

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	
測定方法		JIS K0102の53に定める方法	告示付表11に定める方法	

(3) 要監視項目等

・人の健康の保護に関する要監視項目

(平成5年3月8日付環境庁水質保全局長通知 最終改正平成21年11月30日環水大発第091130004号、環水大土発第091130005号)

測定項目	指針値	報告下限値	測定方法
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.003 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1※1付表1の第1又は第2
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	0.0005 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L 以下	0.0003 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表2
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
EPN	0.006 mg/L 以下	0.0006 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
ジクロロボス(DDVP)	0.008 mg/L 以下	0.001 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
クロルニトロフェン(CNP)	—	0.0001 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
トルエン	0.6 mg/L 以下	0.06 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
キシレン	0.4 mg/L 以下	0.04 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L	通知1付表3の第1又は第2
ニッケル	—	0.001 mg/L	JIS K0102の59.3又は通知1付表4若しくは付表5
モリブデン	0.07 mg/L 以下	0.007 mg/L	JIS K0102の68.2又は通知1付表4若しくは付表5
アンチモン	0.02 mg/L 以下	0.002 mg/L	通知2※2付表5の第1、第2又は第3
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	0.0002 mg/L	通知2付表1
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下	0.00004 mg/L	通知2付表2
全マンガン	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L	JIS K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5
ウラン	0.002 mg/L 以下	0.0002 mg/L	通知2付表4の第1又は第2

※1 通知1：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の選定方法及び要監視項目の測定方法について」  
(平成5年4月28日環水規第121号、平成11年3月12日環水企第89号・環水管第69号・環水企第79号一部改定)

※2 通知2：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」  
(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号)

・水生生物の保全に関する要監視項目

(平成15年11月5日環水企発第031105001号、環水管発第031105001号)

測定項目	指針値	報告下限値	測定方法
水生生物項目 クロロホルム	(別表3-1)	0.003 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
フェノール		0.005 mg/L	通知3※3付表1
ホルムアルデヒド		0.1 mg/L	通知3付表2

※3 通知3：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)」  
(平成15年11月5日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号)

(別表3-1) 水生生物の保全に関する要監視項目指針値

項目	類型	指針値
クロロホルム	生物A	0.7 mg/L 以下
	生物特A	0.006 mg/L 以下
	生物B	3 mg/L 以下
	生物特B	3 mg/L 以下
フェノール	生物A	0.05 mg/L 以下
	生物特A	0.01 mg/L 以下
	生物B	0.08 mg/L 以下
	生物特B	0.01 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	生物A	1 mg/L 以下
	生物特A	1 mg/L 以下
	生物B	1 mg/L 以下
	生物特B	1 mg/L 以下

(4) その他の項目(排水基準、水道水質基準等関連)

測定項目		基準値等	報告下限値	測定方法*
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質	(排水基準関連)	0.5 mg/L	告示付表11
	フェノール類		0.005 mg/L	JIS K0102の28.1
	銅		0.01 mg/L	JIS K0102の52.2
	溶解性鉄		0.01 mg/L	JIS M0202の4.a)の4.2)及びJIS K0102の57.2
	溶解性マンガン		0.01 mg/L	JIS M0202の4.a)の4.2)及びJIS K0102の56.2
	クロム		0.02 mg/L	JIS K0102の65.1
その他項目	陰イオン界面活性剤	(水道水質基準関連)	0.04 mg/L	JIS K0102の30.1
	アンモニア性窒素		0.02 mg/L	JIS K0102の42.2又は42.5
	塩化物イオン		0.1 mg/L	JIS K0102の35
	濁度		0.1 度	上水試験方法(2011年版)のII-3-3
	クロロフィルa	(富栄養化関連)	1.0 µg/L	上水試験方法(2011年版)のIV-2-25
	溶解性COD		0.5 mg/L	JIS K0102の3.2及び17
	溶解性窒素		0.05 mg/L	JIS K0102の3.2及び45.2,45.3又は45.4
	りん酸態りん		0.003 mg/L	JIS K0102の46.1
	透明度		0.1 m	透明度板
	ふん便性大腸菌群数	(水浴場基準関連)	2 個/100mL	「水浴場水質判定基準」付表1の第1又は第2
	大腸菌数	(要測定指標調査関連)	1 個/100mL	H23.3.24環水大発第110324001号通知別添2
	プレチラクロール	(水産基準関連)	0.01 µg/L	要調査項目等調査マニュアル(水質、底質、水生生物)(平成12年12月環境庁)

※ 環境基準等の定めのないこれらの項目の測定方法は、JIS、上水試験法、下水試験法等の中から適宜選択するものとする。